

## かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）設置要綱

## （設置目的）

第1条 外国籍県民等の日本語教育環境を強化し、県内の地域における日本語教育の総合的な体制づくりを図るため、日本語教育の有識者等の意見を聴取し、かながわ国際政策推進懇話会（以下「懇話会」という。）での意見聴取、協議に反映させることを目的とし、かながわ国際政策推進懇話会設置要綱第7条に基づき「かながわ国際政策推進懇話会専門委員会（地域日本語教育）」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

## （協議事項）

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1）かながわの地域日本語教育の施策の推進に関すること。
- （2）かながわ国際施策推進指針のうち、地域日本語教育に関すること。
- （3）その他、かながわの地域日本語教育に関すること。

## （委員）

第3条 専門委員会は、知事が選任する次の委員で構成する。

- （1）懇話会における学識経験を有する者
- （2）懇話会における市町村の代表者
- （3）（1）以外の学識経験を有する者
- （4）関係団体の代表者

2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期の途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期は、必要があると認められるときは、これを1年延長することができる。

## （会長）

第4条 専門委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総理し、専門員委員会を代表する。

## （意見の聴取）

第5条 専門委員会において、必要があると認められるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

## （事務局）

第6条 専門委員会の事務局は、神奈川県国際文化観光局国際課に置く。

## （補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営、その他専門委員会に関し必要事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。